

質問に対する回答について

調査等名) 秋田自動車道 旭川橋耐震補強設計

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	『特記仕様書 2-10』塩分調査を行うにあたり橋梁点検車の使用及び点検車使用に伴う交通規制が予想されますが、積算計上はされておりますでしょうか。また、計上されていない場合は変更契約の対象となるかご教授ください。	本業務における塩分調査は、橋梁点検車の使用及び点検車使用に伴う交通規制を必要としない箇所での実施を想定しているため、その費用は計上しておりません。 なお、契約締結後の現地踏査の結果により資料採取位置について『特記仕様書 2-10-2』にて監督員と協議を行い、橋梁点検車の使用及び点検車使用に伴う交通規制を必要とする箇所での調査を監督員が必要と判断して実施する場合は、変更契約の対象と致します。